

補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会議録第十一号

昭和二十九年三月二十四日(水曜日)

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 葉梨新五郎君

理事 岡村利右衛門君 理事 川村善八郎君

理事 羽田武嗣郎君 理事 松岡 俊三君

理事 吉川 久衛君 理事 井手 以誠君

理事 杉山元治郎君 生田 宏一君

小枝 一雄君 鈴木 善幸君

田嶋 好文君 福田 越夫君

内藤 友明君 楠 兼次郎君

永井勝次郎君 川俣 清音君

松平 忠久君

出席國務大臣

大蔵大臣 小笠原三九郎君

文部大臣 大達 茂雄君

運輸大臣 石井光次郎君

出席府政委員

法制局長官 佐藤 達夫君

大蔵事務官(主計局総務課長) 佐藤 一郎君

文部事務官(大臣官房會計課長) 内藤 三郎君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

文部事務官(社会教育局長) 寺中 作雄君

運輸事務官(海運局長) 岡田 修一君

委員外の出席者

総理府事務官(自治行政課長) 柴田 護君

部財政課長 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政課長) 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政課長) 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政課長) 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政課長) 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政課長) 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政課長) 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政課長) 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政課長) 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政課長) 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政課長) 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政課長) 新澤 寧君

農林事務官(食糧行政課長) 新澤 寧君

案(内閣提出第四九号)

○葉梨委員長 これより会議を開きます。

補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題といたします。前回に引続き、本案に対して留保せられている分についての質疑を継続いたします。井手以誠君。

○井手委員 長官に再三御出席を求めまして、法律の解釈について種々ただしたのでありますが、割切った説明がないために、また本日もおいでを願うた次第であります。法律と予算の関係について、特に先般の法律に明記されておる国庫の義務負担についての解釈は、おそろく長官も衷心慚愧たるものがあるかと考えるのであります。今日になつてどうにもならないので、何とかつじつまを合せておられる感じがいたすのであります。あくまでも法律論とおつしやいますけれども、それは私もどうして政治論としか考えませんし、牽強附会な答弁だと考へるのではありません。私は各方面の法制局関係あるいは学者方面の意見を聞いて参りました。日本国憲法によつて定めらるるの毎年度予算をもつてこれを定めるという点については、私が聞いた範囲では、全員私と同じ意見を持たれておるのであります。毎年度予算でこれを定めるといふのは、事務費を全額負担しなくてはならない建前上、金額を明示しなくては、せつかくの国庫負担の規定が死んでしまふおそれがありますので、その全額を毎年度予算に計上するといふ建前である。それは何人もそういう解釈を立てられるのであります。私はこの点についてさうにお聞きしたいのでございますが、昨日厚生関係の予算を審議中、新たな疑問が生じたのであります。まずその点を承りましてから、お尋ねしたいと思ひます。

昨日現われしました事柄は、厚生関係におきまして食品衛生法、予防接種法、寄生病予防法、「トラホーム」予防法、伝染病予防法等の各法律に、それら(国庫負担の義務が明示されておるのであります。ところが、二十八年度予算においては、その義務負担についての予算が計上されておりました。当局の説明によりますと、二十八年年度までの地方財政平衡交付金に盛つてあるという御答弁ではございませうけれども、いやくも国庫の負担金である以上は、はつきりした項目によつて国庫負担の予算を計上しなくてはならぬと私は考へるのであります。考へによりますと、平衡交付金に入つておればいいじやないかという考へも起きますけれども、御承知のようによつて、あの平衡交付金は地方財政を調整するの建前でありまして、いわゆる基準財政需要額あるいは基準財政収入の差額を国庫から交付する基礎として、ただ漠然とは交付されませんので、その要素として、さういふいふ(国庫)の交付金であります。従つてひもつきではあります。国庫負担金といふものは、はつきりと便途を明示したひもつきのものでなくてはならぬのであります。それを、地方の財政のいかんによつては、どの費目にも充たされるというふうな一本になつた交付金として、支出されておるのは、国庫がどれを負担するかという義務は履行されないものであります。昨日林次長から若干の御説明はいただきましたけれども、私も、私どもは林次長の答弁には納得が行かないのであります。この国庫が負担する、あるいは地方が支出した金額の二分の一を国庫が負担するといふふうには明記されておる国庫負担金について、はつきりとした費目によつて支出されなければならぬと考へるので、この点についての長官の御意見、法制局の見解をこの際承りたい次第でございます。重ねて申し上げますが、交付金とか、いわゆる地方に一本で交付されるものは、これは法律上の拘束力はないと私も考へるのであります。さういふ意味から質問を申し上げておるもので、明確な御答弁を願ひたいと存じます。

○佐藤(連)政府委員 ごもつともな御疑念であると思ひます。今おあげになりました厚生関係の法律の一々を私は存じてはおりませんけれども、確かにさういふ問題があることは承知しております。ところが、ただいまのお尋ねの関係でございますけれども、法律の明文の手当という点は別問題といたしまして、ただいまのお言葉にありまして、平衡交付金制度といふもの

に、ある時期において乗りかかつておるわけでありまして、それは、平衡交付金の改正によつて、乗りかかつておるといふ段階が間にはさまつておるわけでありまして、その意味で、前法、後法と申しますか、さういふ理論が働いて、法律的には、ただいま政府のとおつております処置に誤りはないといふふうには考へるわけでありまして、しかも、これにつきましては、数年来、年々予算と合せて御審議をいただいておりますことでもありますが、決してやみで、さういふ不當なことをやつていふといふことにもならないといふふうに私は考へるわけでありまして。

○井手委員 もしおつしやる通りに平衡交付金にこれを吸収しておるといふことでありますならば、附則が何かにこれを明記しておくことが必要である。さうでなければ、地方団体によつて、貧乏な府県によつては、どの方面に交付金を使用しようとする、法制上の拘束は受けないのであります。さうすると、国庫の負担といふものは府県に徹底しない。いわゆる政府の義務支出が完全に履行されないといふことになるのであります。もし、おつしやるように、すべてを平衡交付金に吸収しておるといふものでありますならば、当然平衡交付金の法律に書かねばならないと思ひます。それを書かずして、一方では完全に国庫が負担するといふものが生きておる。前法、後法といふものであれば、その中間に、伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

計上するといふ建前である。それは何人もそういう解釈を立てられるのであります。私はこの点についてさうにお聞きしたいのでございますが、昨日厚生関係の予算を審議中、新たな疑問が生じたのであります。まずその点を承りましてから、お尋ねしたいと思ひます。

昨日現われしました事柄は、厚生関係におきまして食品衛生法、予防接種法、寄生病予防法、「トラホーム」予防法、伝染病予防法等の各法律に、それら(国庫負担の義務が明示されておるのであります。ところが、二十八年度予算においては、その義務負担についての予算が計上されておりました。当局の説明によりますと、二十八年年度までの地方財政平衡交付金に盛つてあるという御答弁ではございませうけれども、いやくも国庫の負担金である以上は、はつきりした項目によつて国庫負担の予算を計上しなくてはならぬと私は考へるのであります。考へによりますと、平衡交付金に入つておればいいじやないかという考へも起きますけれども、御承知のようによつて、あの平衡交付金は地方財政を調整するの建前でありまして、いわゆる基準財政需要額あるいは基準財政収入の差額を国庫から交付する基礎として、ただ漠然とは交付されませんので、その要素として、さういふいふ(国庫)の交付金であります。従つてひもつきではあります。国庫負担金といふものは、はつきりと便途を明示したひもつきのものでなくてはならぬのであります。それを、地方の財政のいかんによつては、どの費目にも充たされるというふうな一本になつた交付金として、支出されておるのは、国庫がどれを負担するかという義務は履行されないものであります。昨日林次長から若干の御説明はいただきましたけれども、私も、私どもは林次長の答弁には納得が行かないのであります。この国庫が負担する、あるいは地方が支出した金額の二分の一を国庫が負担するといふふうには明記されておる国庫負担金について、はつきりとした費目によつて支出されなければならぬと考へるので、この点についての長官の御意見、法制局の見解をこの際承りたい次第でございます。重ねて申し上げますが、交付金とか、いわゆる地方に一本で交付されるものは、これは法律上の拘束力はないと私も考へるのであります。さういふ意味から質問を申し上げておるもので、明確な御答弁を願ひたいと存じます。

○佐藤(連)政府委員 ごもつともな御疑念であると思ひます。今おあげになりました厚生関係の法律の一々を私は存じてはおりませんけれども、確かにさういふ問題があることは承知しております。ところが、ただいまのお尋ねの関係でございますけれども、法律の明文の手当という点は別問題といたしまして、ただいまのお言葉にありまして、平衡交付金制度といふもの

に、ある時期において乗りかかつておるわけでありまして、それは、平衡交付金の改正によつて、乗りかかつておるといふ段階が間にはさまつておるわけでありまして、その意味で、前法、後法と申しますか、さういふ理論が働いて、法律的には、ただいま政府のとおつております処置に誤りはないといふふうには考へるわけでありまして、しかも、これにつきましては、数年来、年々予算と合せて御審議をいただいておりますことでもありますが、決してやみで、さういふ不當なことをやつていふといふことにもならないといふふうに私は考へるわけでありまして。

○井手委員 もしおつしやる通りに平衡交付金にこれを吸収しておるといふことでありますならば、附則が何かにこれを明記しておくことが必要である。さうでなければ、地方団体によつて、貧乏な府県によつては、どの方面に交付金を使用しようとする、法制上の拘束は受けないのであります。さうすると、国庫の負担といふものは府県に徹底しない。いわゆる政府の義務支出が完全に履行されないといふことになるのであります。もし、おつしやるように、すべてを平衡交付金に吸収しておるといふものでありますならば、当然平衡交付金の法律に書かねばならないと思ひます。それを書かずして、一方では完全に国庫が負担するといふものが生きておる。前法、後法といふものであれば、その中間に、伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

に、ある時期において乗りかかつておるわけでありまして、それは、平衡交付金の改正によつて、乗りかかつておるといふ段階が間にはさまつておるわけでありまして、その意味で、前法、後法と申しますか、さういふ理論が働いて、法律的には、ただいま政府のとおつております処置に誤りはないといふふうには考へるわけでありまして、しかも、これにつきましては、数年来、年々予算と合せて御審議をいただいておりますことでもありますが、決してやみで、さういふ不當なことをやつていふといふことにもならないといふふうに私は考へるわけでありまして。

○井手委員 もしおつしやる通りに平衡交付金にこれを吸収しておるといふことでありますならば、附則が何かにこれを明記しておくことが必要である。さうでなければ、地方団体によつて、貧乏な府県によつては、どの方面に交付金を使用しようとする、法制上の拘束は受けないのであります。さうすると、国庫の負担といふものは府県に徹底しない。いわゆる政府の義務支出が完全に履行されないといふことになるのであります。もし、おつしやるように、すべてを平衡交付金に吸収しておるといふものでありますならば、当然平衡交付金の法律に書かねばならないと思ひます。それを書かずして、一方では完全に国庫が負担するといふものが生きておる。前法、後法といふものであれば、その中間に、伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

に、ある時期において乗りかかつておるわけでありまして、それは、平衡交付金の改正によつて、乗りかかつておるといふ段階が間にはさまつておるわけでありまして、その意味で、前法、後法と申しますか、さういふ理論が働いて、法律的には、ただいま政府のとおつております処置に誤りはないといふふうには考へるわけでありまして、しかも、これにつきましては、数年来、年々予算と合せて御審議をいただいておりますことでもありますが、決してやみで、さういふ不當なことをやつていふといふことにもならないといふふうに私は考へるわけでありまして。

○井手委員 もしおつしやる通りに平衡交付金にこれを吸収しておるといふことでありますならば、附則が何かにこれを明記しておくことが必要である。さうでなければ、地方団体によつて、貧乏な府県によつては、どの方面に交付金を使用しようとする、法制上の拘束は受けないのであります。さうすると、国庫の負担といふものは府県に徹底しない。いわゆる政府の義務支出が完全に履行されないといふことになるのであります。もし、おつしやるように、すべてを平衡交付金に吸収しておるといふものでありますならば、当然平衡交付金の法律に書かねばならないと思ひます。それを書かずして、一方では完全に国庫が負担するといふものが生きておる。前法、後法といふものであれば、その中間に、伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

伝染病予防法なら

律ができた。そのあとに臨時特例の法律もできておりますので、前法、後法の関係は、さらに複雑になつて来るのであります。私が以上お尋ねしようと思ひますのは、平衡交付金にもし吸収されるというならば、なぜその旨を平衡交付金の法律に書いてないのか、その疑問を私はお尋ねいたします。

○佐藤(達)政府委員 技術的に考えますと、お言葉の趣旨はよくわかります。従つて、平衡交付金の方に書くというよりも、あるいは厚生省関係の法律の方にしつくり手当をしておくべきじやないかという御趣旨だろうと思ひます。それはよくわかります。手当をした方がさらにいいということもわかりますが、手当をしていないということによつて法律的效果が違ふかどうかということも、先ほど申し上げましたように、そういう関係の法律は、法律相互の同じような関係のものに他にも例がございまして、法律解釈論としては全然疑問がない、こういうふうに考えております。

○井手委員 書いた方がより明確である、その方がけつこうであるという意味ぐらいたらば、私は質問申し上げたいのです。平衡交付金では、これは法律上の拘束力がない。義務支出が完全に履行されるとは言えないのであります。平衡交付金として一本で参ります。地方ではどういふものが算入されておるか。なるほど法律には道路とかなんとかいふものがありますけれども、使つた場合にはどこにしようかと法律上の拘束力はございせん。従つて伝染病予防法などに規定されておる金を使わなくとも済むわけであり、それを履行しないからといって、

特に問題はないのであります。そういうことになりますと、この単独法にある国庫の負担というものは履行されてないといふことになる。法律が執行されないことになりますと、そういうふうなあいまいなことでは私はいけな思ふのであります。私が先般来申しますように、法律の解釈があらにもできる、こうにもできるということでは、私は許されな思ひます。くどくどしつたり申すので、そういつまでも申し上げたくありませんが、いまだし明確にするとか、あるいはその方がけつこうだといふことでもなくして、私はこの単独法が改正されない限り、あるいは平衡交付金、補助金の法律に何か教う条文がない限り、やはり依然として政府は別途に国庫の負担の義務があると思はれるのであります。もしそれを行はなければ、政府は法律を忠実に執行したとは言えないのであります。同時に法律の違反になると私は考へるのであります。いかがでありますか。

○佐藤(達)政府委員 先ほどのお言葉の裏の面にならな思ひますが、ただいまも仰せられました平衡交付金の方に、はつきり条文で規定すべきじやないかというお考え方でありま。これはごもつともだと思ひますけれども、しかし平衡交付金制度そのものの建前の問題になりま。今御指摘の費用ばかりでなく、ほかの一般の費用についても露骨なひもつきの形はとつておりません。これはひもつきの形を平衡交付金に入れることが、平衡交付金制度そのものの根本の性格に私は関係があることと思ひますから、その趣旨から、平衡交付金に取入れた以上、ひも

つきの形は露骨に出さなといふことに論議はなと思ひます。ただ、今のお話のように、それじやこの平衡交付金に、御指摘のようなお金の問題を移すときに、なぜ平衡交付金の中にひもつきの形で移さなかつたかといふことは、ただいま申しましたような趣旨からいって、おそらく平衡交付金制度の本質から、そういうひもつきの形はできなかつたかと思ひます。従つてこれは平衡交付金の方に移すときの政策問題であつたと思ひます。それは一応国会の御批判、御審議を経て平衡交付金に移したわけでありま。平衡交付金の方に露骨なひもつきの形を載せるべきじやなかつたか。しかし私は、率直に申し上げま。けれども、先ほど触れま。したように、むしろ食品衛生法とか、そつちの方の法律の手当を、理論的に考へれば考へるという趣旨のことではないか。その内容についての法律論は、先ほど申しした通りであります。

○井手委員 ただいまの長官のお言葉を拡大解釈いたしますと、すべての法律について国庫がこれを負担するといふすべての国庫負担のものを、かりにともこれを組んでやる。単位費用に盛られておるとするならば、全部の国庫負担金というものは、それにまかしてあるといふことになるわけでありま。その点はいかがでありますか。

○佐藤(達)政府委員 それは、平衡交付金制度の改正をして、それに組み込んだときの立法趣旨の問題になら思ひます。これらの経緯をたどつてみま。すると、立法趣旨は、今申ししたよう

な趣旨でできておるようでありま。し、その後の実際の運用におきましても、そういう解釈のもとに予算上の措置をとりま。して、国会の御審議を経ておるといふことでござい。ますから、法律解釈としては、政府のとつておる解釈も、国会のおとりになりま。した解釈も一致しておつたのじやないかといふふうに申し上げるわけにござい。ます。

○井手委員 平衡交付金の立法の趣旨は、お互いが承知してあります。平衡交付金に、先ほど申しましたように、戦後の地方財政を調整するといふ建前でございます。従つて一本で行く。そこで私どもが問題に考へますのは、単独法においては費用の二分の一を負担するといふ規定が明記されておる。ところが、単位費用から行きま。すと、二分の一にはならないといふ場合が非常に多いのであります。現在の平衡交付金の金額から行きま。すと、まず政府は総額を千億であるとか千二百億であるとか、そういうふうな初め押えておいて、それに合せて行くといふやり方をされておる。従つて、かりにいうなら、単独法に規定されておる国庫の負担金をそれに織り込んだといひま。しても、実際はその通りひもつきのやうなもので、実際は二分の一のものが三分の一になりま。あるいは四分の一になる場合が非常に多いのでありま。す。ひもつきになつてもそういう場合がある。またほとんどそれが多いと思ふ。そうなりま。すと、単独法において二分の一を負担するといふ規定が曲げられて行く。それでは私は法律を忠実に執行し法律を履行したとは言えな思ふのであります。そういうことから考へると、私は、あくまでも、こ

の単独法の国庫負担の規定というものは生きておる、そういうふうな解釈することは正しいのじやないかと考へるのであります。いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 その御趣旨の点は、要するに、前法、後法の、いわゆる法学通論を論ずる理論の問題になると思ふのであります。たとえば、たくさん例はあげておりま。せんけれども、民事訴訟法の中で恩給に対しては一部差押えを認めておるような形の条文があつて、その後にできた恩給法では差押えを全面的に禁止しておる。これは矛盾しておる法律が二つ並行して存在するといふ場合におきま。しては、民事訴訟法の一部は許されるようになつておりますけれども、後にできた恩給法の方が優先的に適用されて、全部差押えが禁止せられるといふ解釈が当然出て来るわけでありま。す。そういう建前から申しま。すと、ただいまの平衡交付金に対する手当の問題と、今ま。であつた食品衛生法との条文の関係は、前のものがあつたものにかわられるといふことに言わざるを得ないと思ひま。す。しかも、常識的に申しま。しても、平衡交付金で一応ま。かなうことにしておきながら、さらに多額の国庫補助が別に賦存するといふことは一応考へられな。いことでもござい。ますから、その点から行きま。しても、その結論は間違つてはいないといふふうには考へてお。ります。

○井手委員 私は前法、後法の関係はこれにはないと思ふ。従来いろいろの単独法による国庫負担をすべて国庫負担金としての平衡交付金に吸収するものであるといふことが平衡交付金の法律に明記されておれば、それは言え

るかも知れません。しかし平衡交付金の法律は地方財政を調整するのを目的としてされたものであります。いかにしてその金額をはじき出したかということについては、それ／＼人口とか道路とかいう単位費用を積み重ねてきめるのでありまして、それは一つの要素にすぎないのであります。いわゆる前法にある国庫負担の規定をこれに乗りかえるという前法、後法の関係は私はないと考えるのであります。それでもまだ関係があるとおっしゃいますか。

○佐藤(達)政府委員 前法、後法のりくつは、これは立ち入って考えますと二色に分けることができると思います。

一つは、今おっしゃる通りに、明文を置きまして、ちやうど今度の法律案もそうですが、何とか法の規定にかかわらずということをはつきりうたつて、前の法を殺す、あるいは前の法律の一部を削除するとか改めてしまふとかいふのは、やはり前法、後法の働きの、あとの法律で前の法律を直すということができるという一面面だろうと思ひます。もう一つの部面としては、先ほど私は恩給法の例をあげましたけれども、そういう矛盾したと思われる法律がそのまゝ生きておる。それがちやうど今御指摘の場面に適用される例になると思ひますが、その場合にどうにかに従つた方がいいのか、恩給法に従うか、民事訴訟法に従うか、矛盾があるようですが、民事訴訟法の規定にかかわらずと押してあればいいのです。その場合もやはり前法、後法の理論が入つて、後の法律の方が優先的にするというのがいだらうと考へておるわけでありませう。

○川俣委員 ちよつと議事進行について。今井手委員と法制局長官の答弁を聞いておりますと、現に会計検査院が文理解釈をいたしまして月別検査をしておる方針と、大分食い違つておるような御答弁が出ております。現に会計検査院の報告書の中には、今御答弁になつたことと違つた審査報告が出て来ております。そこで会計検査院の院長をこへお呼び願ひまして、この間の食い違いを調整いたしたいと思ひますので、会計検査院の院長の出席を求めたいと思ひます。

○養梨委員長 交渉いたすことといたします。

○井手委員 今まで長官という／＼質疑応答して参りましたが、意見は根本的に違つておるようであり、するの度で交付金と単独法の関係については私の分は打ち切りたいと思ひます。ただ、私はこの際特に長官に申し上げたいことは、長官は、吉田内閣のもとにおいて、長い間法制局を担当された一番の権威者であると思ひます。敬意を表しておきますが、先ほどの御答弁を聞きまして、厳固たる方針のもとに解釈され、また運用されればならぬ法律を、あつちも解釈し、こつちも解釈されるような言葉をおつしやつていまして、非常にちがひがちな、まち／＼な考え方、答弁が多いようでありまして、これではどうも、私も日本の法制局に対して信頼し兼ねるものがある。特にこの交付金と単独法については、しばらくおくといたしまして、先日来問題になつております日本国鉄道法の、あの毎年度予算でこれを定めるという解釈に至つては、このくら

い私は結果から見てもこじつけられた理論はないと考へるのであります。国鉄道法によれば、明確に、国庫はこれを負担すると書いてある。何を負担するかといへば、共済組合法による共済組合の事務費全部を負担するということになつておる。その事務費の金額は毎年これを予算をもつて定めるといふことになつております。どういふふう

に人が解釈しようか、はつきり予算に正しきことである。それを毎年度予算に定めようと思ひます。予算に組むと組むまいと政府のかつてである、いわゆる毎年度予算でこれを定めるというものが本来であつて、国庫がこれを負担するということとは従来立場であるという御答弁は、これは一國の法制局長官がおつしやる言葉ではないと私は考へるのであります。その点についてとくど御研究をお願いいたします。これはまた別の機会を持ちたいと考へますが、本日は、私は、毎年度予算をもつてこれを定めるといふ解釈をはつきり聞いて、それで私の分の質問を打ち切りたいと考へております。

○佐藤(達)政府委員 いろいろありたいお言葉をちやうだいしたわけでございますが、今御指摘の毎年度予算の問題は、私が独断で編み出した結論でございませう。二、三の部外人の意見も聞いております。その結果として、毎年度予算をもつてこれを定めるといふこの条文自体の解釈は、私の申し上げたのは間違つてないという確信を失はれておるわけでありませう。この間もちよつと例に申し上げましたように、国会法で、議員の方々の退職金については別に定めると書いてあつて、そうしてちよつともその別の定めができ

ておりませう。依然としてまだ退職金の制度というものがないわけでありませう。これをもしも定めなければならぬものであるということならば、またそこ

に同じような問題が私はあると思ひます。ただ率直に申し上げますと、私はむしろその問題よりも、国鉄法の第五十八條の組合に掲げる費用を負担するといふ条文と、今御指摘になつた共済組合法との条文の関係の方が、率直に言へばあるいは疑問になり得る問題だと思ひますが、これも先般来申し上げましたように、この五十八條といふのは、前の五十七條の条文で全面的に準用をして読みかえをせしめておる部分の補足的な手当として、この五十八條ができておるのであるから、共済組合に打勝つだけの趣旨をもつて書かれたものであるとはどうしても説きまされん。従つて先般来の結論は少しも間違つておらないと私は考へております。しかしこれはまた御批判は別でござい

ますから、国会の御批判は国会の御批判としてあるわけでありませうから、それを押しつける気持はございませう。私はそう思つております。

○井手委員 私はこれを総じまいにして終りたいと考へております。もうくどくなりませうけれども、国鉄道法には、五十八條に、国庫は共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担すると書いてある。これはもうはつきり負担すべき義務規定になつております。その共済組合法の第一項第三号には、「組合の事務に要する費用の金額」といふふうにはつきりうたつてある。これはいかなる場合でも負担しなければならぬことになる。そこ

で、この第三号というのが骨であるが、しかしせつかく國がその費用を負担するといふ場合に、予算に盛り込んで効果があるまいので、そういう意味で、いわゆる事務に要する費用の金額を生かす意味において、前三号の規定するところに従つて、國が毎年度予算をもつてこれを定めるといふことになつておるのであります。百万円であるか一千万円であるかわからない、そういうことでは國庫負担の義務が生かすために、毎年度予算でこれを定める、こつちういふふうには解釈することが私は正しいとあくまでも信じております。しかしそうではないとおつしやいますので、これ以上申し上げません。これはあるいは行政訴訟その他によつて解釈するとか、また別の機会に申し上げることもあらうかと存じます。が、私は、この解釈については、あるいはあなたは権威者であるかも知れませんが、私ども、私は、私の方の解釈が正しいといふことをこの際申し上げて、法制局長官に対する質問を終りたいと思ひます。

○養梨委員長 文部大臣がお見えになつておりますので、この際文部省関係の質疑を許すことといたします。

その前に、まず関係条文について、大蔵省主計局総務課長から、一応の補足説明を聴取したいと思ひます。

○佐藤(二)政府委員 それでは、私から、文部関係の今御提案になりましたことにつきまして、ごく簡単に御説明申し上げます。

最初の公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法、これに關する特例でございませうが、公立高等学校で定時制の

課程のみを置くものの校長と、それから主としてその定時制の課程の授業を担当するいわゆる教職員でございまして、この給与に關する経費は、従来予算の定めるところに従ひまして国庫がその十分の四を補助することになつておるといふ規定がございまして、この規定は、実のところを申し上げますと、いわゆる平衡交付金に從來からも計上せられておりました、將來もこれが活用されて行くという見込みもございませんで、この際これを停止したい、こう思つておるわけでありまして、

それから、その次の社会教育法、これは、御承知の公民館を市町村に設置いたしました、その公民館を設置いたしました際に、予算の定めるところに従ひまして、その運営に要する経費の補助というものを、当初に御説明を申し上げましたように、今回の補助金の整理におきましては、維持運営に關する経費の補助はできるだけこれを地方の一般財源に移す、こういう方針にいたしましたので、今回は、維持運営に關する経費については、これを極力地方にまわすことにいたしました、そのかわりに、公民館の施設設備に要しますものは、これは奨励的な意味におきまして初歩的なものでございまして、それから、その補助をなす、こういうふうな規定にかえたい、こういう趣旨でございまして、

これは、その次の図書館法におきまして、公民館と同様でございまして、従来のいわゆる運営費、維持費、こういうものに対する補助を、むしろ施設や設備、圖書の購入あるいは設備をいたすという場合の経費の補助をするというふうな振りがえて行つた方が補助として適當であらう、こういう内容になつております、それから、一つ飛びました博物館について、同様の趣旨で、同じような改正をいたしております、それから、産業教育振興法でございまして、これにつきましては、從來産業教育関係の教科書、すなわち理科の教科書等の発行につきましては、経費が少しかかるというので、いわゆる教科書を発行する者に対して補助をいたしておるわけでありまして、これにつきましては、全体の中の一部の問題でございまして、いわゆる民間の補助というものは極力整理をして参りたいという考えから、今般これを停止したい、こういうわけでありまして、それから、博物館法は、先ほど申し上げたように公民館と同じ思想であります、

それから、從來、新たに小学校の一年に入學いたしました児童に対して、いわゆる算数、國語の教科書を無償配付するという制度がございました、御承知のようにこれには五億ほど予算を使つておるわけでございますが、いわゆる無償の原則というものが、いろいろ非常に糊塗的な形で現われておると思ふのであります、これにつきましては、むしろ、現状におきましては、一方に生活保護を要する児童については、生活保護法による規定がございまして、教科書等の購入について国が十分補助し得る仕組みになつております、

そういうものについては、算数や國語という限られたものでなく、もつと全体の教科書についての補助ができるようになつております、今般補助金等を用いて整理いたします際に、いわゆる負担力のある者に対しても無償で出す、相當の予算をそのために食つておる、こういう関係もございまして、ほかとのバランス等も考へて、この整理をいたしたわけでありまして、

○大塚委員長 吉川久衛君

○吉川久委員 私は、同僚議員諸君が相當論議を進められて参つておりますので、なるべく重複を避けて、本案について若干の質疑をいたしたいと思ひます、

大臣が見えたり見えなかつたりいたしまして、ほんとうならば全部そろつたところで一貫してお尋ねをしたいのでございまして、この特別委員会は、特別に監視されたのか、そういうような運びになつていないことは、はなはだ遺憾でございまして、

そこで、文部大臣が先ほどからお待ちのようでございまして、文部大臣にお尋ねをいたします、本案について文部省関係の事項を見ますと、特に社会教育等についてまことに冷淡な考え方をもつて措置されておられますけれども、國家の基本をなすものは教育であるといふことは、文部大臣も十分御承知のことと思ひます、文教関係の予算といふものが、今日までを通じて見まして、きわめて私は低い取扱いを受けていたのではないかと思ひます、その上に、文部省当局の教育に対する施策といふものの実施にあたつて、私は非常に欠けるところがあつたのではないかと思ふ、その一つの現われが日教組のあのような活動となり、しかもそれを取締ることもできないで、とうとうこゝまで来て、そうして法律をもつて教職員をひつくりなければならぬといふような悲しむべき事態に持ち込んだといふことは、私は文教の府にある文部大臣として一体どういふ教育についてのお考え方を持つておられますのか、まずその根本的な考え方を承つておきたいと思ひます、

○大塚國務大臣 御承知の通り、戦後におきましては從來のわが國の教育制度といふものが根本的にかわりまして、いわゆる民主的な運営ということを中心として、教育委員会制度によつて学校教育の面は運営される、かようなことになつて参りました、従つて文部省といふものは、学校の教育がよくなる行われるような、あるいは予算の措置を講ずるとか、そういう物質的な精神的にも教育の環境を整備充実するといふことにどうしても重点を置いて、直接学校の運営については、法律に定めてあります余般的な教科書内容の充実といふような点を除きましては、行政面において、学校の運営に対して直接な指揮監督といふものは、強いつて拘束力のある発言権といふものはなくなつておるわけでありまして、これは、教育委員会といふものが、わが國においてはまづたく今まで聞いたこともないほどの変革でありますので、しかもその運営に當る教育委員会の委員の人々は、民衆の側から直接選挙によつて出て来た人々であります、従つて事務的に行政的に十分慣熟しておらぬといふ関係も當然考えられるのであります、さういふ関係から、これが今日においていまだなお正常な軌道に上つておるといふことが言えない面があるかと存じます、御承知の通り、さういふ場合に際して、戦後における国全体

の窮乏ないしいろいろの影響から来た思想的、社会的の混乱、こういうことがやはりいろいろの作用——これは私はひとり教育の面だけではないと思ひますが、全般的にそういう敗戦によるところの窮乏と混乱といふものが、いろいろな形において社會の相として現われて来ておると思ふのであります、が、教育の面におきましては、かような影響から免れることはできなかった、こういうふうな存するのであります、今後、私どもとしましては、とにかく民主的運営の基調である教育委員会制度といふものを育てたい、そして文部省当局は、いわゆる指導、助言という関係において、これとできるだけ緊密に連絡をして、戦後の新しい日本の教育制度を育てて参りたい、かように考へておる次第であります、

○吉川久委員 戦後民主的な運営をするようになった、従つて民主的な運営を期待し、しかも教育委員の活動に期待をするといふことをおつしやつたのでございまして、はき違へたところの民主主義をもつて行き過ぎた行動をとつておる者に対して、拘束力を持たないところの指導が今日まで行われなかつたのではないかと、私は、遺憾に思ふのであります、山口日記に驚いて初めて次官通牒が出るというふうなわけで、教員組合等の行き過ぎについて今日まで文部省が何らの手を打つていないといふようなことは、私はこの教育の問題については遺憾ではなかつたかといふことを痛感しているのです、今後、こういう点については、もつとよりどころがあるところの、たとえば学校教育法とか教育基本法とかあるい

は人事院の規則等がありますので、その運用の全きを得るならば、教育二法案のごときあつた恵法を出されなくとも、教員たるものは、一應話せばものわかる階層であるとは私は信じておりますが、そういうものには、たとへば、反省の機会を与えるような手を文部省は今日まで打つたことがあつたのか。私はなかつたと思ふのですが、今後、あつた法律でなく、何か私は手の打ち方があると思ふのです。たとへて申し上げますと、私の郷里の長野県におきましては、数年前までは、私のことを保守反動と言ひまして、長野県の教員組合の諸君は絶対に私を支持しなかつたのです。ところが、非常に行き過ぎまして、校長等が選挙違反に問われて首になつた連中もあるのです。後に県議員になつたり村長になつたりした諸君もありましたが、その行き過ぎで反省をいたしまして、文部大臣御案内の通りの今日の長野県の県教組になつてゐるわけでございます。だから、自然に反省をして、みづからの自覚によつて正常な状態に立ちもどつて来ることを期待しなければならぬ。またそういうことが期待できるような努力を文部省が怠つて法律でくくるというようなことは、私は適當でないと思ふのでございませうが、しかし、あつた法律を出した以上、一應文部大臣としてはこれの通過を期待されるでございませうが、その後の文部委員会その他における論議等において、あなたは、これはどうも行き過ぎであつた、この通過は今は大して期待をしていない、できることならば今後文部省がひとつ奮發をして、長野県の教組のように、全国の教

員組合の反省を促し、そして正常な状態に立ち直るようになりたいというお考えにたいだいまなつておられますかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○大連国務大臣 従来、文部省がさうな事情を知りながら手をこまねいてゐた、あるいは少くとも意圖であつた。これはいろいろ御批判もあることであつたから、それ／＼の批判にまかせざるはありませうが、文部省としては、少くとも事情を承知しながら手をこまねいておつたということはないと思つておるのであります。これはごく法律的話になりまして恐縮であります。学校、教育の面、教育の内容について、規定の上で文部省でタツチしますおまなものは、教育内容としていわれる指導要領といふものをつくつて、教育が片寄つては困るというやうなことを書いて、これを教育委員会、各学校等に流しておりました。その点は特に留意しておるのであります。たださういふ点が事実上なか／＼徹底をしておらぬ。その徹底をさせることについて、いろいろ御批判もあると思ひますが、これは今後とも文部省としては、その趣旨の徹底方をはかつて参りたいと思つております。長野県には信濃教育会というやうな、従来の伝統のある歴史を持つ健全な組織の団体もありまして、いろいろ／＼な関係から、いわゆる偏向教育といふものとは、まことにけつこうだと思ひます。ただ、これは御存じの通りでありませうが、ごく率直に申し上げますと、日教組といふものを一つの思想的に利用しようとするものがあるやに、私どもは思つております。また日教組も、やはり

りそういう線であつておるのじやないかという点が看取できるのであります。でありますから、これが一種の思想団体であり、あるいはまた政治的な団体といふ実質を持つておつて、特定の目標、意圖を持つて、日本の教育の場にその影響を与えようとしておるということも、ほゞ考え得ることであつた。従つて、ただ反省を促すとか、先生方の自重を促して、これで行ければ一番いいことなんでありませうが、なかなかさう簡単な事態ではないと私どもは思つております。今回の二法案といふものも、さうな事態の認識に立つて、これをこのまゝ放置することはできない、かような考え方から提案をいたしましたのでありまして、いろいろ熱心に御論議をいただいておりますのでありますが、私どもは初めからさうに思ひ、また院内における御議論等につきましても、やはりこの法律案は、どうしてもひとつ通していただきたい、かやうに考へておりました。撤回する意思は絶対にありませんから、御了承願ひたいと思ひます。

○養老委員長 質疑はなるべく本案の範囲内においてなされるようにお願いいたします。

○吉川(久)委員 実は、私は文部大臣に恨みごとを言いたかつたのです。と申しますのは、きよ私には正午から、党の中央常任委員会、教育二法案に對する党の態度を決定しなければならぬ。そこで、この特別委員会は私にまう順番だからやらなければいかぬと言ひますが、ほんとうはやりたくないので、これは午後ゆつくりやらしてくれることを委員長がお許しください。

ならば、私は、本筋を若干はずれた質疑はこの際遠慮すべきことであると思ふのですけれども、少し恨みごとの意味で言つたわけでも、どうです、委員長、午後いいですか。

○養老委員長 御継続願ひます。

○吉川(久)委員 改進黨の党の態度は重大な影響を持ちますから、それでは残つたところは午後に来ますというこゝとで、本筋だけ簡単にお尋ねします。アメリカの占領政策において、わが国の現状に適さないものが相当あつたと思ひます。ちやうど私が満州へ参りまして、満州国で日本の島國的な主観でもつてやります。ちやうどアメリカの連中が、あの大陸的な主観をもつて、この島國的連中に押しつけようとしてゐるのに似てゐるものを私は感ずるのです。従つて日本には必ずしも適切なものばかりでなかつたと思ひます。むしろ適切でないものが多かつたであらうと思ひますが、中には見るべきものも若干あつたと私は思ひます。その一つとして、社会教育の問題でございませう。社会教育の問題は、戦後取上げられて至つたことは、学校教育と相まつて、きわめて重要な事項でございませう。この点は私は認むるにやぶさかではございませうが、それがどうやら軌道に乗りかけて来たときに今回社会教育法に基くところの諸施策に對してこれを打切る、もしくは削減するといふやうな、一体この社会教育といふものを今後どうなさるおつもりなのか、あるいは地方のみずから力に期待されると言われるでございませうが、今日の地方財政の状況から考へま

して、このような措置をとられるということは、私はせつ／＼の占領政策のうち、たつた一、二のこのプラスの面を捨てることは忍びないのでございませうが、この問題について、文部大臣は、これは暫定的な措置であるからやむを得ないといふのでございませう。それとも、主張したけれども、大蔵省の圧力に耐えかねてやむを得ずこうなつてしまつたといふのでございませうか。その辺のいきさつと、今後の社会教育に對する所見を御披露願ひたい。

○大連国務大臣 社会教育の重要なことについてのお話は私もきつ／＼同感であります。ことに戦後非常に混乱をしておりますから、またその間にける青少年の動き等から考へて、少くとも当面の關係から申し上げると、私は、今日社会教育のきわめて重要である点は、学校教育と比べても、まさるものも劣らないものである、かやうに考へております。ただ従来、御承知のやうに、社会教育に關する政府の施設というものは、きわめて貧弱であるといふよりは、むしろほとんど一定の型もできておらぬ、というやうなものが多いのでございまして。従つて、この予算になると、どうしても学校教育の方は、かつちり筋が通つておりますから、經費を減らすといつても減らす余地はほとんどない。また子供がほとんどふえますから、これも自然に数学的に必要に應じてふえて来る。ところが、そこへ行くと、社会教育の方はそれほど社会的に、法律的にはともかくとして実質的にかつちりしたものでありませうから、どうしても緊縮予算というやうな場合には、よけいなたが

振われるという結果になることは、まことにやむを得ない。ただ、社会教育は、まだようやくいふ／＼な施設が、種をまいて、ようやく芽がふいたくらいのところであり、これは少額であつて大したことはなからうというもので、芽のうちにみえなうといふことでは、元も子もなくなくなる。これから発展すべき施設であり、さうから、ぜひとも社会教育に関する政府の施策というものは強力に進めて行かなければならない、しかもある程度急速にしなければならぬ問題であらう、かように私は考えております。ただ緊縮予算でありまして、さういふ点から、社会教育の方面に、同じ文部省予算といつても、そこに自然削減——大蔵省の考え方としてもそこに削減の余地が出て来るという関係から、二十九年予算としては、ほかの方から見ると、比較的社會教育の面でマイナスになつてゐる。これは御指摘の通りであります。これは、私どもとしては、最後まで実はお願いしてこの程度にまけてもらつたのであります。これは今後財政事情の許す限り——むろんこれでは足りないものであります。これはいわばようやく芽がはえかつたやうなものでありますから、これを芽のうちになくしてしまつたのではどうにもならぬと思つておりますから、今後ともこの点は極力努力したい、かように思つております。

○吉川(久)委員 閣僚中において最も有力な文部大臣がまけてしまつたといふことは、まことに私は残念に思ひます。それから、教育委員会に非常に期待をかけておられるようでございますが、教育委員会の予算というものが非常に貧弱で、人的にも、農村においては各種の職員あるいは委員、いろいろの役職についておられるところに、突如として教育委員会制度というものが下まて流されたので、適当な人を得ていないといふことと、かりに人を得ても、財政的な措置が施されてないといふことで、まづたう有名無実の状態にありまふので、この委員会の制度については、二十九年の予算でもまことに見るべきものはないのでございまして、今後これについてどういふようにおやりになりますか。その点をお答えいただまして、文部大臣に対する質疑は打切つておきますが、文部省の政務次官以下の方については、なお若干技術的な問題等について質疑を保留いたします。

○大連国務大臣 教育委員会のことでありますが、これは初めての制度でありまして、極端にいうと、どういふふうな一体運営していいものか、委員の方々もまだよくおわかりにならない、そこへ持つて来て、何しろ小さい村でも町でもみんなそれ／＼その狭い区域で教育委員会というものが運営されておりますから、さういふことから財政的にも非常に行き詰まりを生ずる、また国のこれに対しての財政措置といふものもきわめて不十分である、かような点から、有名無実と言つては、少しそこまでは行つておらないと思ひますけれども、しかしとにかくいふ／＼な点で批判がある。これは、町村合併といふやうなことが今日強力に推進されておるやうでありますから、さういふことでもできれば、よほど小さい村で無理に委員を置いておくといふやうなこともおい／＼なくなるかと思ひます。

けれども、とにかく教育委員会制度といふものを今さういふ関係でやめてしまつた方がいじやないかといふことは、御承知のように、社会党の諸君だけでもなしに、自由党でも改進黨でもほとんどさういふ意見が非常にあります。しかしこれは、私どもから言へば、踏足早々予算もろくにあてがわないうで、これをだめだと言つてしまふのもずいぶん早計な話じやないか、もう少し実際の功罪を見たとできめるべきじやないか、とにかく法律ができて、しかもこれはどうもいい法律じやないもので、戦後の日本の教育機構の根本の機構でありますから、これはとにかくできるだけこれを育成して行くだけの措置を講じて行かなければならぬ、かように私どもは考えておるのであります。ただ、ちよと緊縮予算の際でもありますから、さうでなくともやめてしまふといふやうな声が朝野にあるものでありますから、さういふことで、予算の上からいつても私どもとしてもまことに不満足な程度にまんぜざるを得なかつたわけでありまして、これは私どもとしては常に育成して行かなければならぬ、これが育成されて行くことが、日本の教育が民主的に運営され、また健全な軌道に乗る基礎になるものであると考へておりますので、その点にはつきりさういふ考へを持つてゐるというこゝを申し上げます。

○吉川(久)委員 文部大臣の御意向はよくわかりましたが、さういふものは地方財政の現状から考へまして、やるならば十分にやる、やらないならばやめてしまふ、さういふものこそ、はつきりけじめをつけるべきだと思ひます。中途半端にして置くことは、弊害のみ多くして利益には少しもならないと思ひますので、今後この点について十分ひとつ御配慮をお願いしたい。

○川俣委員 二、二点文部大臣にお尋ねしておきたいと思ひます。第一点は、第六案に、新たに入学する児童に対する教科書用図書の給与に関する法律を当分の間執行停止するといふことがうたわれておりますことは御承知の通りであります。問題は、まだ幼い児童、しかも新しく入学する児童であり、十七年度に法律ができて、二十八年の入学児童はこの恩恵に浴して、二十九年の児童はこれの恩恵に浴さないといふことは、幼い児童に与へる影響は非常に甚大なものがあるといふふうにお考へにならないかどうか。子供といふものは、自分の子供でありまして、大体に公平に育つて参らなければならぬ／＼育てにくいものであるといふことは、大臣みずから御経験があるだらうと思ひます。従ひまして、二十八年の児童だけが国の恩恵に浴して、二十九年は浴しないのだ、またいつかとなつたら浴するのだといふやうなことは、文部大臣は教育の一貫性を説いておられながら、みずから破るものであるといふふうには相背背離いたしておられなければならぬと思ひますが、この点に関する所見を伺いたいと思ひます。

○大連国務大臣 これは、先ほど御説明がありましたが、約五億四千萬の経費が必要であります。そこで、緊縮の際、これもやむを得ず削除するといふことになりました。その結果、この法律案でこの施行を一時適用しないことにしようといふのであります。お話の通りこれが継続することは希望すべきことでありますけれども、右様の次第でさうなつた。ただこれは算数と国語だけであるし、それからそのときだけで、上級に行くとときはさういふことはなく、一種の入学のプレゼント、お祝ひという形でありまして、まことに温情のある措置でありますけれども、政策としては不徹底な感もある。それからもう一つは、金持の子でも貧しい家の子でも、これはプレゼントとして一様に執行されておる。この点から、生活保護法で貧しい子供には一応その手当ができておるわけですし、かた／＼まことに遺憾ながらこれはとりやめにするといふことになつたのであります。

○川俣委員 どうも説明が不徹底だと思ひます。貧富の差があるから、氣の毒な家庭にはこれを残すといふなら、まだその趣旨はわかると思ひます。その政策もあり得ないことはないと思ひます。それなら初めからさういふ趣旨にこれは立法化されなければならぬかつたと思ひます。またさういふ趣旨を貫こうとするならば、さういふ改正の必要もあつたらうと思ひます。プレゼント、恩恵であることはその通りです。しかし、その恩恵というものは、二十八年の入学児童だけに特にと与へるということでは、二十八年に与へて、二十九年年度には与へない、さういふことは文部行政の一貫性からいつて誠に慎まなければならぬのではないかと。さういふふうな厚薄があつてはならないといふのが教育の基本でなければならぬ。それを金額にして五億四千万と言ひますが、これが精神的に与へる影響

あります。お話の通りこれが継続することは希望すべきことでありますけれども、右様の次第でさうなつた。ただこれは算数と国語だけであるし、それからそのときだけで、上級に行くとときはさういふことはなく、一種の入学のプレゼント、お祝ひという形でありまして、まことに温情のある措置でありますけれども、政策としては不徹底な感もある。それからもう一つは、金持の子でも貧しい家の子でも、これはプレゼントとして一様に執行されておる。この点から、生活保護法で貧しい子供には一応その手当ができておるわけですし、かた／＼まことに遺憾ながらこれはとりやめにするといふことになつたのであります。

はきわめて大きい。こういう政府の恩恵を厚薄にするような教育をいたしまするならば、その精神的影響をとり返すまでに容易ならぬ経費を要さなければならぬと思う。この点もう一度はつきりと御答弁願いたい。

○大達国務大臣 たいだいしんしげましたように、これはこういう経費が必要であるという意味で、こういう法案が出たわけではありません。緊縮の際、まずこの辺はがまんするのはやむを得なからう、こういう考え方から出た上りましたように、貧困な家庭の児童に対しては、それが生活保護を受けておる家庭につきましても、生活保護法で教育扶助というものを手当てするのであります。決して望ましいことと考へておるわけではありませんが、まずやむを得ずこういうことに暫定的にはせざるを得なかつた、こういうわけでありま。

○川俣委員 やむを得ずと言われますけれども、こういう子供に紅白をつけるようなことはいけない、全体の予算の上からどうしても必要だということとを、基本的に文部省から要求されてしかるべきじゃないかと思うのです。これは、子供にしても家庭にいたしましても、わずかに一冊の本が、どうして去年はくれられて、こしはくれられないのかという気持ちが起つて来る。これは同全体としては五億であります、一家庭としてはわずかなものであります。これがどうして去年与えられて、こしは与えられないのかというのは、当然起つて来る国民的感情だと思ふのです。この国民的感情を無視して教育行政なんというのは行われない

のです。そこでこれは「当分の間、その施行を停止する。」というのなら、大臣は何年くらいのもりでありますか。こし一年限りでありますか。

○大達国務大臣 「当分の間」ということは、財政事情がまた許す時期が来れば、元通りにプレゼントとして子供に無償交付する、こういう気持があるわけでありま。

○川俣委員 私は文部大臣に法律解釈を聞こうと思はないのです。「当分の間」は当分の間にきまつてゐる。そのことをお聞きしてゐるのはないので、ここは小学校じやないのですから……その言葉を聞いてゐるのではな。文部省としては一年くらいでやめてもらいたいと思つてゐるか、二年くらいでやめてもらいたいと思つてゐるか、その方針を聞きたい。

○大達国務大臣 文部省としてはできるだけ早く教科書無償交付を復活したいと思ひます。しかしもと／＼この起りが財政事情から来ているのでありますから、これは文部省だけできめてしまふわけには行かないが、できるだけ復活するように希望しております。

○川俣委員 ここで私がお尋ねしてゐるのは、国の財政ということももちろん必要です。これを考へないで国の政策は立ちませんからね。しかしながら、全体の予算から見まして、入学する児童に対する一冊の本という考え方が出て来るのです。この本が与えられないほど今の政治が貧窮であるかという思想がわいて来たならば、これはたいへんじやないか。それをおそれておる。あなたは、同全体の予算からこれは犠牲になつてくれと言ふが、犠牲にするならば、今度新しく入学する児童

などを犠牲にしないで、もつと大きなところで犠牲にするところがあるはずだ。その意味において、文部省は、この教育行政を一貫して立てるといふことになりまうならば、もう少し強く主張されなければならぬじやないか。他に削るところがあるではないのか。あなたは、ほかの方面とか教育

二法案に対しては、非常に熱意をもつて何かやつておられるようです。私はそれとこれとは違ふではないの熱意を持たなければならぬと思ふのです。どうも文部大臣は少し見当違いをしておられはせぬかというやうな気がするのですが、どうですか。

○大達国務大臣 御意見は御意見として拝聴するほかはありせん。なるほど一兆億という大きな金の中であるから、五億くらいはどのにでもなるというふうにお考へになるかも知れぬが、この五億というのには実はな／＼たいへんな金であります。そこで、文部省予算の中で、これを復活して、ほかにそれにかつてやめてしまつてもいいというものは、私どもとしてはないつもりであります。

○川俣委員 国家財政の上から所々に大蔵省が大なたを振るなければならぬことはよくわかる。それを否定しようとは思はない。しかし、か弱く新しく入学する児童を対象にされるというこ

とは、あまりにむごたらしいとお考へにならないかどうか。この点なんです。われ／＼に少しづつ耐乏生活をせよと言われることは承知します。しかし、新しく入つて来る児童にそんなむごたらしいことをしなければならぬほど、日本は貧弱な教育行政かといふことなんです。この点なんです。どうですか。

○大達国務大臣 私はそう無情残酷に考へてゐるわけではないので、ただいま申し上げるようには、これがどの程度の影響を及ぼすかといふことは、これは人によつて考へ方が違ひましよう。川俣さんのお考へはよく拝聴いたしました。が、先ほど申し上げるやうに、これをそうするのがよいといふことで、無情冷酷な気持ちでこれをやめてしまつた、そういうことでは決してないのでありますから、了承を願ひます。

○川俣委員 続いてちよつとお尋ねしておきます。これはこの際大蔵省にお尋ねしておきたいのです。同じ補助金の問題について、この法案に、博物館であるとか図書館というやうなものについては、「予算の範囲内において、左に掲げる経費について、その一部を補助することができ。」となつてお

りまして、三項で「前項の経費の範囲その他補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。」といふことで、補助金の立て方としては一応体裁ができてゐるのです。ところが、他のことを抜いてゐるといふのが多々あります。ところが一様に補助の削減をいたしておることについては、後ほど大蔵大臣から御答弁をいただきたいと思ひますので、文部省に關する質問はこの程度で保留をいたしておきまして、後ほど大蔵大臣から御答弁を願ひたいと思ひます。

○藤梨委員長 松平忠久君。○松平委員 文部大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。第四条に産業教育振興法というのがありますが、これも

「当分の間、適用しない。」といふことになつております。これは、御承知のように、日本の産業教育が衰へてゐるというのでこの立法が行われたのであります。この規定はもと／＼任意規定であつて、「補助することができ」る。というのですから、金がなければ補助しなくてもいいわけですから、それを「当分の間、適用しない。」といふやうなやけいなことをしなくてもかまわぬじやないかと思ふのですが、まずこの点をお伺ひしたいと思ひます。

○大達国務大臣 当分の間補助することができるといふ法律であります。が、当分の間補助しないといふことなんです。

○松平委員 言葉のやりとりでありまして、「補助することができ。」といふのですから、したくなければ何もしないでいいわけ、それをあらためて「しない」といふふうな書かなくてはいいのじやないか、こういうのが私どもの考へですが、そこはどういうわけで改められたか。

○大達国務大臣 法律をそのまま残しておいて、補助してもよし、補助しなくてもよろしいといふのを、補助しないといふことにきめたのであります。○松平委員 その点は追究いたしませんが、次にお伺ひしたいと思ひますのは、全般的に公民館とか図書館とかに対するごくささいな補助金を削る。そのための所要の改正をここに書かれてあるといふわけでございますけれども、大抵日本の教育は大学教育から小

中学校に至るまで研究費とかいうやうなもの非常に少い。ことに大学あたりは思想的に非常に左翼の人が多。それから

大臣が最もきらいだと言われる日教組一つとつてみても、左翼にきまつていゝる。しかしそういう左翼というものと研究費の不十分とか待遇の悪いとかいうことが、日本においてはやはり非常に関連を持つてゐるのじやないかと思つてゐるのです。そこでできるだけ研究関係の費用というものは削らずに、研究費その他も十分やつて十分な研究をさして置く。そうしていわゆる赤の温床とか、そういうものををつくらないといふことが国家全体として必要である。ことに日本の今日のような状況におきましては、それが非常に必要ではないかと思つてゐるのです。そういうことを念頭に入れずにやりますと、かえつて逆効果が現れて来る。先ほど川俣委員からも御意見がありましたが、小島いん童重でありますからそこまでは考えないにしても、親の方がそういう考えを持つに至るというのを私も私どもは非常に思つてゐるものでありますけれども、そういう研究費その他を削るということと思想の悪化というやうなことにつては、大臣は一体どういふふうに考へておられるのか。

○大達國務大臣 予算としては學問の研究の費用とこういうものは区別しておるものですから、先ほどのやうな答弁を申し上げたのです。お説の通り、今日は社会的に見て思想が混乱しております。しかし、文部省が、思想とはかくのごとき方向に向へ、こういうことを差示して青少年を指導すべきものではない、こういうふうには思つておられます。結局これは、社会一般の教養が高まりその良識が回復されるということが前提になつて、いわゆる健全な思想といふものがそこに芽ばえて来る、また青少年の動きも堅実になつて来る、かように思つておられます。そこで、この図書館とか公民館とか、つまりこういうものが一般の社会的な教養を高め良識を深めて行くという政府の施策としてとるべきことである、かように考へておられますから、この図書館の費用とか公民館の費用といふものは、先ほどもちよつと申し上げましたが、社会教育の面においてはきつて重大なものである、こういうふうな思つておられます。決してこれを減らしたいとは思つておられない。できるだけ今後とも充実させて参りたい、かように思つておられます。

○松平委員 国の法律でこういうふうな減らすといふ場合において、むしろこれを地方公共団体独自の立場においてやることにおいてはさしつかえない、こういうことなんではしよ。減らしたのを、今度は公共団体が、自分の立場において、公民館に補助するとか図書館に補助するとかいうことはさしつかえないのです。そこで、この際ちよつとお尋ねしたいのですが、こういう図書館の補助金の復活であるとか、あるいは特定の条例といふものを原につくつてもらうといふ場合におきまして、教員がそういう条例を制定してもらつたという運動をして行く場合において、たとえば署名運動をやつて行くとか、その運動をするために会費を出すといふことは、今度提案された法律によりますと、三年以下の懲役または十万円以下の罰金に処せられることになつておるのであります。一体それはどういふわけですか、どうもおかしいのです。

○大達國務大臣 あの法律案については、松平委員も文部委員でいろいろ御審議いただいておられますが、どうもいままでたつても誤解が解けない。ただいまのような場合には絶対に罰則の對象にはなりません。

○松平委員 これは文部委員会でありませんから詳しくはやりませんけれども、ただ一点お聞きしたいと思ふのは、大臣はさう言つておられますけれども、人事院規則によりますと、そういう条例を制定する運動を教員がするといふ場合においては、その運動の仕方が、かりに署名運動をしたり、あるいは会費を出したりすれば、罰則が適用されるやうになつてゐるのじやありませんか。あなたがいくら言つたつて、法律にさう書いてある。

○大達國務大臣 人事院規則の解釈の問題になりましたが、私の承知するところでは、なるほど条例の制定を要求することを目的とするといふことは、人事院規則の上におけるいわゆる政治的目的といふやうに入つておられます。しかしその政治的目的をもつてする行為が一切罰則に觸れるといふものではない。その政治的目的をもつて人事院規則に掲げてある特定の政治行動をする場合に、この目的と行動と両方がそろつて初めて罰則の適用があるのであつて、その目的があるだけでは何もひつかからない。

○松平委員 その通りですが、署名といふことと会費を出すといふことは政治的行為なんですか。それが禁止されてゐるのです。その人事院規則をよくお読みになつて下さい。

○大達國務大臣 署名したとか署名に参加したといふことだけでは、人事院規則には触れていません。署名運動を主宰するとか、積極的に企画をするとか、積極的に参加するとかいふ場合が触れるのであります。

〔そのための会費はどうですか〕と云ふ者あり

○葉梨委員長 私語を禁じます。本法案の範圍内だけにおける問答にとどめて、文部委員会に属する部分は文部委員会においでおやりくださるやうにお願いいたします。

○大達國務大臣 私は、きよりはこの委員会には人事院規則はいらぬだらうと思つて、持つて来なかつたのです。が、私もどうも覚えが悪いのでから人事院規則をそらんじておられます。そこで、それがために金品を集めるとか、そういう運動方法をしてはいけないことになつてゐると記憶しておられます。

○葉梨委員長 この際、運輸大臣が出席しておりますので、先般来井手委員より留保せられておられます運輸大臣に對しまする質疑を行つていただきたいと思ひます。井手以誠君。

○井手委員 運輸大臣に一点だけお尋ねいたしたいと思ひます。補助金等の臨時特例等に関する法律案の中の第二十一條にありまゝる日本開發銀行に對する利子補給契約の停止のことをごさいます。この点につきまして當局よりいろいろと説明を承りましたけれども、開發銀行に對する三億四千萬の利子がまだ現実に交付されてゐないことが判明いたしましたのであります。私もこの席で造船懸獄に關していろいろと申し上げました。あれほど天下の耳目を衝動させたこの疑念の利子補給ではあるが、あるいは外航船舶建造に必要があるために利子補給の必要があるといふ説は私も一応わかるのでございませう。しかし新聞に報ぜられてゐるやうなあの臭氣ふんぶんなる造船の問題がある中に利子補給を強行されるということについては、よほど慎重に取扱われねばならぬ事柄ではないかと考へるものであります。幸ひ利子は支払つてない、すべてやめてしまふとは私は申しませんが、問題が解決するまで、國民の血統をもつてするこの利子補給は停止しておく必要があらうからと、あるいは外航船舶建造が必要であるとかいふだけでは済まされたいものであらうと私は考へるのであります。特に開發銀行においては昨年十月金利引下げの措置が講ぜられてゐるし、今後は政府より利子補給を受けなくとも、開發銀行自体において金利引下げの措置を講ずる。すなわち船會社に對しましては、その差額の支払い延期をやらせよう。おそらく今後海運が活発になることはちよつと予想されません。そうなりますと、相當期間開發銀行が自主的に金利引下げをやると同じ

ような措置がなされるのであります。そういうことを考へて参りますと、造船業といふことと、それから開港銀行自体の金利引下げの措置といふことをあわせ考へまして、この際法律にあるからといつて、利子補給を強行されることは、はなはだ好ましくないと私は考へますので、大臣の所信を承りたいと思つてあります。この点につきましては、局長からも次官からも一応はお聞きいたしましたけれども、やはりこの点については、最高責任者である大臣から、運輸省としての最高方針を承つておきたいと存する次第であります。

○石井国務大臣 お答えいたします。二十八年年度の開港銀行に對します利子補給は、もう御承知と思いますが、同行の外航船融資の昨年の八月十五日から九月三十日までの利子に對して、一分五厘を補給しようとするものでございまして、開港銀行の立場といたしまして、一分五厘の利子補給があるものと、開港銀行の資金融資のわく内に入つておるのでございまして、これを今やめるといふことは、開港銀行としては、非常に迷惑な立場になると思つてございまして、先ほど三億円ほどだとおつしやいましたが、当初の案では三億円でありましたが、補正で一億円に減額されておりました、利子の額は一億円余でございまして、そういうふうなわけでもございまして、開港銀行としてはどうも困る。もう必要もないことでもありませんし、予定をした使ひ方もいたしておるわけでもございまして、これはどうしても今月中に払つてやらなければならぬと思つてございまして、

それから開港と運輸省の間には、大體においてこの話を進めて、ほとんど結了の段階に来ておるのでございまして、大蔵省にこれから協議をいたしまして、ただちにこの月内に払うという手順にいたしておるわけでもございまして、さつきお話のありました、この機会に、問題もいろいろ、世間的にうるさい際であるから、利子補給なども、やることには必ずしも反対ではないが、しばらく待つたらどうかというお話でもございまして、私もさういふことができればたいへんけっこうだと考へ、一つの案と思つてございまして、

それが、本年度内に契約してそれを払い出すなれば、時間的に實際にいつて今度の予算が使えるのでございまして、どうしてもこの月内に契約をいたさなければならぬといふ次第になつておるわけでもございまして、それから、もし造船会社、海運会社においてリベーター等があつたといふことがはつきりした場合において、それに対する利子補給をあとでまた払いもどさる、そういうような方法は今度の約款の中に織り込んで、一応出すが、あとで問題があるなわけでもございまして、開港銀行に對しては、御心配いたしておりましたが、私も、御心配いたしておりましたが、私も、御心配いたしておるわけでもございまして、

るいは金を多くもらふことに異存はない。きまつたものならやほりどん／＼催促してもらおうといふのが建前でありまして、しかし、これほど問題が大きくなつておるときに、これを法律がきうだからといふことで年度内に解決してしまおう、今月一ぱいに解決してしまわなくちやならぬ、もしいけなかつたらあとで是正といふ行き方は、私は相当考慮すべきことではないかと考へるのであります。三億と一億の違いはあります。私この前二回は聞きまして、たので、私もどちらが正しいかはつきりいたしません、いづれにいたしましても、大事な國家の金をここの疑念の際にやられるといふことは、私は國民を指導して行く政府のやり方としては好ましくないと考へるのであります。何か金を先に払うのではなくて、あとで払うといふ措置ができないものか、はかに方法はないものかと私は非常にか考へるのであります。何回も同じような御答弁であつたけれども、開港銀行といふ性格から考へても、開港銀行を動かして行こう、二十九年度からこうして行こうといふ、そういう大きな銀行である開港銀行に對して、おつしやるように一億が正しければ、一億くらゐのもので開港銀行の存続に關する重大な意義を持つとは考へません。やはりこの際、契約上あるいは無理があるかもしれせんけれども、あの問題に對する國民の疑惑を幾分かでも解くことの方が私は大事であると思つておるものであります。

○井手委員 大臣の大體のお考えはそれでわかつたのであります。しかし開港銀行は民間の会社と違つて、政府の關係機關であります。またどの会社にも、どの銀行にいたしましても、予定はされておるではありません。あるいは金を多くもらふことに異存はない。きまつたものならやほりどん／＼催促してもらおうといふのが建前でありまして、しかし、これほど問題が大きくなつておるときに、これを法律がきうだからといふことで年度内に解決してしまおう、今月一ぱいに解決してしまわなくちやならぬ、もしいけなかつたらあとで是正といふ行き方は、私は相當考慮すべきことではないかと考へるのであります。三億と一億の違いはあります。私この前二回は聞きまして、たので、私もどちらが正しいかはつきりいたしません、いづれにいたしましても、大事な國家の金をここの疑念の際にやられるといふことは、私は國民を指導して行く政府のやり方としては好ましくないと考へるのであります。何か金を先に払うのではなくて、あとで払うといふ措置ができないものか、はかに方法はないものかと私は非常にか考へるのであります。何回も同じような御答弁であつたけれども、開港銀行といふ性格から考へても、開港銀行を動かして行こう、二十九年度からこうして行こうといふ、そういう大きな銀行である開港銀行に對して、おつしやるように一億が正しければ、一億くらゐのもので開港銀行の存続に關する重大な意義を持つとは考へません。やはりこの際、契約上あるいは無理があるかもしれせんけれども、あの問題に對する國民の疑惑を幾分かでも解くことの方が私は大事であると思つておるものであります。

承つて、あとで今度は大蔵大臣の方に伺ひたいと思つておる。お伺ひいたします。○石井国務大臣 今のあなたのお心持はわかるのでございまして、私も、契約を二月とか三月とかあるいは半年とか延ばして、そこで契約をやつて、さうして払うものは払う、何か問題があればそこできちんとしたつた方がよいといふこと、これは、常識的にだれでもすぐ出て来る考へであるので、私も何かそんな手はないものでございまして、一度聞いたことがあるのでございまして、しかしこの三十一日までには契約をいたしませんと、これは永久に払う道がないのでございまして、今の第一段におつしやつた点はどうにも方法がないと私もは了承いたしております。

それから次に、實際の問題として、開港銀行は二十九年度はみづから三分五厘に下げて、一分五厘の分はある時期に來て海運業者が成績がよくつたとき払うといふ、平たく言へば出仕払いのやうなことをさへ開港銀行がやるくらいなら、だかいいじやないか、また一億円くらいだからあの大きな会社で何とかなるだろうといふお話でもございまして、それは本問題とは少し別な考へ方ではないかと思つてございまして、開港銀行の委託を受けて大きくやつておるところでありますが、一億円でも二億円でもこの法律によつてきめられ、予算によつてそれがきまつておる、これが入るといふことで仕事の手順をいたしておるところに、お前のところは大いからいいだろう、さういふことで簡単にすると、私は開港銀行の運用にもあまりおもしろくない影響を及ぼすのではないか。これは私個人の考

え方でもございまして、それから先の問題は、今おつしやつたやうに、ここの半分は、海運界がうまいぐあひになるかどうかは、見当は来年よくなるだろう、再来年よくなるだろうとはつきり申し上げられないのであります、いづれにいたしましても、これは一分五厘はある時期に返つて來得るといふ見込みのものでございまして、ところが、今度の一億円は、さつき申しましたやうに、私もその差もおのづからあるやうに思ひまして、私も、造船業の問題はこれは別問題といたしまして、今後の海運界のために肅正とそのつづな發展のための助成といふものについて、も、新たな線に立つて考慮すべきものも、考慮しなければならぬ、さういふつもりで努力いたしております。本問題は、おのづから別にお考へ願ひたい、さういふふうには私は思ひます。

○井手委員 それでは大蔵大臣にお尋ねいたします。大蔵大臣もお忙しいところを出ていただきまして、ただいまお聞き及びでありまして、あなたの方から出された補助金等の臨時特例等に関する法律案、これは必ずしも今までの當局の説明を聞いて参りますと、各省ともあなたの方の圧力と申しますか、財政の都合と申しますか、泣く泣く承知された、また与党方面でもし、承知されつたあるといふふうには私も聞き承つておるのでございまして、このやうに、先刻もお聞き及びでありまして、小学生に配付する教科書すら停止しなければなら

という、一兆円予算のために涙を振つたと申しますか、こういう法律案が出されておる。そういう際に外航船舶に対する開港銀行への利子補給、こういう世間環境の中にある利子補給について、そういうたこの補助金等をずたずたに切るといふほどの英断を持つておられる大蔵大臣であるならば、この利子補給についても同様な英断なりお考えがあるかと考えるのであります。ただいま運輸大臣は、なか／＼方法も見つからないから約束通りやろうというお言葉でございますが、やろうと思えば、改正法律案を提出することとまだ日にちがありますので可能でありませう。一兆円に押えてあらゆる法律を切られておる大蔵大臣としてどういうようにお考えになつておるか。一億円か三億円か知りませんが、開港銀行に対する利子補給に対してどういうように大臣はお考えになつておられますか。この点をお尋ねしたいと思ひます。

○小笠原国務大臣 二十九年度分については、お出ししております二十二条ですが、これでよくはつきりとわかると思うので、井手さんの質問は二十八年度分についてのお話だと思ひます。開港銀行としてはおそらく一億円くらいの補給を受ける問題にすぎないと思ひますが、御承知のごとく、法律の趣意からいたしまして、また開港銀行の資金計画の上から申しまして、これを中止するといふわけには参りかねるのでございませう。年度末が近づけば、やはり契約しておかぬと、ほかに出す方法がありません。あなたがおつしやつておることもちよつと私一応考えてみたのですが、それは今の法律では全然許さ

れておりませんので、従つて私もこれは認めるほかに方法がないからこれを認める、こういう考え方であります。○井手委員 これは別の機会に思つておりますが、現に法律がありながら、国庫がこれを負担すると規定がありながら、全然予算が計上されておらないことも先日私も指摘したことでありませう。大臣も御存じでございますが、法律々々とおつしやるならば、そういうものこそ私は当然国庫負担の予算を計上すべきであると思ひます。このくさい造船の利子補給については法律によつてやらなければならぬ、この問題についてはどうも日にちがないからとおつしやいます。どうもその点が、せつかくの大臣のお言葉ですけれども、またたく反したお言葉になつてゐるのであります。あれほど緊縮予算、緊縮予算といつてあらゆるものを縮められてゐるのに、この利子補給を停止するといふお考えが起きないといふのが私はふしぎでたまりません。日にちもございませうが、改正法律案でも出そうといふお気持はないのでございませうか。もう一ぺんお伺ひいたします。

○小笠原国務大臣 改正法律案を出す意思を持つておりません。○内藤委員 ちよつと関連して。今右井さんと小笠原さんのお話を承つておられますと、どうもふに落ちぬのでありまして、同じことをお話し返すことはあまりいいことではございせんけれども、これだけ大きな問題が出ておられますのに、どうして小笠原さんのようなお感じが出るのか、そうしなければならぬのが疑ひが深まつて来るような気がしてならぬのであります。小笠原さん、ど

うでございませうか。そういう疑ひのあるときに、それこそ法律をひとつお出しになつて、もう少し延期する、こういうことをおやりになるのが、この政治の信用を失つてゐるときにその信用をとりもどす大事な手段ではないかと思ひます。大臣も御存じでございますが、あえて顧みず、だん／＼政治に対する国民の信用をみずから失墜しよう、こういう御努力をなさつておるのであります。○小笠原国務大臣 私は政治の信用を高めるためには努力をしてゐるつもりである。お言葉であるが、失墜させるために努力をするといふことは人間だれもやらないであらうと思ひます。またまやつてゐる人があれば非常に不心得なる者であらう。私はさうなことに考へておりません。但し、この法律は、三党協定でい／＼なものがあつてありますが、それができておつて、しかもこれは一ぺんきまつた期日内にやらなければ、あと出す方法がないといふものなんです。それで疑ひは疑ひで司直の手にはさばれたらいいのであります。しかし現在そういう法律が現存してあり、しかも開港銀行の資金関係等を一変するわけには参りません。従つてこれを認めることは私は当然だと考へてゐる。

○内藤委員 どうも考えの根本が違ふのかどうか存じませんが、今のこの補助金等と直接関係のあることではございせんけれども、これだけ造船に対してい／＼な疑念も持たれてゐるときに、この三十一日までにとどめておしななければならぬことではないかと思ひます。手段方法がないというならば、それはあなたの方

も法律改正のできる立場にもありますし、私ももそういう方面に対していろいろと配慮する手段も許されておる、できるのではありませんか、そのあなたの方のお考えがどうも私どもはふに落ちぬのであります。これは御答弁はいりません。大臣のお述べになつたことからいへば、い／＼政治に対して国民の信用を失うだけだといふことを私は申し上げておきます。

○橋委員 ちよつとこの前の保留を、簡単に落しますから……。○兼委員 簡単にお願いいたします。○橋委員 十九条の共済組合の国庫負担の問題であります。これはほかの委員から数日來い／＼質問があつたことと思ひますが、私は、この問題とは別に、将来この問題を解決する方途といふものを一つ盛つていただきたい、そういう観点から御質問を申し上げるわけでありませうが、現在の当問題に関する法律は、専売公社、それから電電公社、国鉄と相違しておるといふことを大蔵省の方から聞いております。私はこれを将来一本にして行かなくてはいけないのではないかと、いふうに考へておりましたところ、つい二、三日前に運輸省のどなたかにお聞きしたのであります。公共企業体共済組合法、こういう案をつくつて大蔵省の方に提案しておる、こういうことを聞いたのであります。運輸大臣として、この法案をどういふふうな取扱いをなさるおつもりか、この点が一点と、大蔵省の方としては、この機会に一本にまとめて、この法案の実現をはかつた方がいいと私は考へておりますが、この法案がまだ国会に出ておりません。

○石井国務大臣 公共企業体の共済組合法につきましては私はまだ何も聞いておりませんが、下打合せか何かやつておる程度ではないかと思つております。私は聞いておりません。○小笠原国務大臣 これはあるいは事務的にそういうような話がつておるかも知れません。けれども、また事務的にこういうことや何かについて、いつでも検討しておるようでありませうが、まだ私の方へ正式の話は何ら受けておりません。事務的にはそういうことをおそろく検討しておるのではないかと

思ひます。○橋委員 表面には出ておりませんが、大抵事務的な打合せをしておるらしいように聞いております。私はこの際大蔵大臣に要望を申し上げたいことは、公共企業体は国鉄の場合は昭和二十四年に企業体になりました。ところが恩給法の適用を受け、かつ共済組合法の適用を受ける、こういうやうなことで混線状態にあります。で、いい機会でありますから、ぜひこの法案を至急出していただきたい、こ

ういふうに考へるでありますが、今国会に早急に成案を得て提出をするこ

とができるかどうか、この点についてお答え願ひたいと思ひます。○小笠原国務大臣 これはどうもいろいろ問題もありますし、まだ国鉄等の管理者である運輸大臣の方でも御存じないくらいでありますから、従つて私どももこの国会にはたして出さず、どうか、これは私は疑問に思つております。けれども、こういうことは十分検討いたしましたして、私も何かまとめ

ることができればまとめた方がいいと感じております。

○緊縮委員長 吉川久衛君。

○吉川(久)委員 大蔵大臣にお尋ねをいたします。同僚委員からすでに質疑があつたことと思いますが、総括的な意味において最後に念のために特に明らかにおきたい問題は、法律的には、この各条項中にございまして、この「当分の間、」という表現がございしますが、この「当分の間、」とは半永久的のことを意味するようにもとれるのでございします。たとえば九十九箇年というような期限も考えられるのでございしますが、この「当分の間、」とあるのは、大蔵大臣はどの程度の期間を意味しておるのでございしますか。これはおそろしく同僚委員からいふん重ねて御質問のあつたことと思ひますけれども、最後にもう一回ひとつお答えを願ひたい。緊縮予算の必要上から来る表現であるとするならば、二十九年度の予算に關してでございしますから、二十九年度に限るものと私は思ひますが、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 これは吉川さんのお話であります。私も実は、この当分の間ときめるにあたりましては、今仰せになつたような緊縮予算の一つの見地もございします。そうしてまた二十九年度予算、ことに緊縮予算を第一着手として、日本の物産をだん／＼国際水準に近づけて、国際競争力を持たして、そうして国際収支を合そう。しかしこれは五分ないし一割という物価引下げでありますから、おそろしく二十九年度だけでは行きますまい。三十九年度くらいあるいは三十一年度にかか

るかもしれない、こういうことも実は私申しておるのであります。こゝういふ財政方面から来ます考慮は、大体二、三年以上は頭に置いておりません。それらのところを考へておるのでござい

ます。従つて、内容的に見て、やはりよくお話の出るもので、地方の自治を強化する意味で、もう少し地方に負担力を持たした方がいいのではないかと、同時に一方で財源を与えろという御意見も出ておりますが、地方の独立強化のお話も出ておりますので、この「当分の間、」というのは、最初の一つ一つについては、やはり内容によりまして、たとえば早く財政的にこれがやり得る分で適當と認めれば、早くやりたい。一応の考へ方としては二、三年以上は考へておりません。今お話をなつたような九十九年というような考へは、毛頭持つておらぬということとは申し上げるまでもございせん。

○吉川(久)委員 この法律案は臨時特例法という名前になつておりますので、臨時特例法だといはしますと、これはこゝういふ表現をいたしますと半永久的な意味を持つて参ります。ですから、この「当分の間、」ということからは、私はきわめて重要な意味があると思ひます。ことに二十九年度の予算は一応衆議院を通りましたけれども、この二十九年度以降の長期計画というやうなものが明らかにされておりました。従つて一応の見通しとして二、三年というところでございしたけれども、この点については、どうも大蔵大臣のお答えのごとくでは私どももちよつと了解に苦しむのでございしますが、これは同僚議員の諸君からも大分尋ねられた問題でございしますので、なおわれ

われは、懇談会においてこの問題についてとはひとつお互ひに話し合つて、調整をとつてみたいと考へておりま

す。緊縮予算を二十九年度編成しなければならなかつたという必要性については、私もこれを認めるものであります。改進黨でも自立経済五箇年計画というやうな半長期的な計画も考へておられますので、そういう観点から、私は緊縮予算の編成問題については決してこれを認むるにやぶさかではありせんが、ただ二十九年度の予算編成のやり方から見まして、非常に弱いところにしわを寄せるといふ、イー・ジー・ゴイングな措置をとられておるといふ感じがしてならないのです。この委員会にかかつておりましたところの法律案のごときも、これは二十三本で総額三十億程度というものでございします。こゝういふ弱いものにしわ寄せをせしめると、もう少し斧鉞を加うべき点が多々あつたと思うのでございしますが、こゝういふところしか手が加えられなかつたといふことについては、何か財政上の見地からむづかしい問題でもあつたのでございしますか。それとも、弱いところからくずして行くのだというのが小笠原大蔵大臣の財政上の御方針であつたのか、御信念であつたのか、まずその辺をお聞かせ願ひたい。

○小笠原國務大臣 私は弱いものにしわを寄せるというやうな考へは毛頭持つておりません。ただ、吉川さん御承知のように、非常に多数に上る補助金を整理せよという要望は、長い間相當強くありましたが、今回法律案の改正として出しているのは二十三件ほどございまして、金額も三十億円でございしますが、そのほかにも、全体のそれ

まで含めた件数で申しますと、百件、六十億円に上るものを実は整理いたし

ておるのであります。これは財政上余儀ないところから出るのでございまして、私どもも、でき得れば、私の心持を率直に――あなたは信念とおつしやるが、信念で言ふならば、なるべくやういふ弱いところへは多く出したいと考へておるくらいであります。し

わ寄せするといふやうな考へは持つておりません。ただこれが地方の自治を強化する上、そのほかいろいろ見地から見まして、非常にわずかな金額ならむしろこゝういふものはなくてもいいといふやうな意見等が出ておるところもあり、また今の財政上からどうしてもしなければならない措置をしなければならぬ等の意見がございしたので、それは臨時的に、たゞ／＼今吉川さんのおつしやるやうなしわ寄せになるかもしれないと思つて、こゝういふうにたゞ次第であります。従ひまして、あとでなお個々の一つ／＼について調べて、できるだけ実情に沿うやうに持つて参りたい、かように考へております。

しますと、一般の国民は、政府のやり方

方はずつとも小さなものを育ててくれるといふ考へ方ではないのだといふので、政府のやり方にたゞいふ非常なひがみを持つております。私は、大臣のお答えでは非常に抽象的で納得はできませんけれども、私の尋ね方がさうであるからかもしれせんが、たとえて申しますと、農林省の所管の關係のところをございします。あるいは水産庁の所管あるいは改良局等の問題について見ますと、試験研究などの問題については、最近政府が、特に大蔵省はこの問題に理解を持つて来てくれているやにわれ／＼は聞いて、非常に好ましく思つていたのでございしますが、緊縮予算に名をかりて、二十九年度の予算ではこの点について何らの配慮がありません。ことに、試験研究といふものは長期にわたつてその効果を現わすものでございします。今日まで試験研究等の問題はほとんど象牙の塔に立てこもつておりまして、末端に技術の浸透を見なかつたのでございします。その技術の浸透を十分ならしめるために、農業改良普及員の制度とかあるいは生活改善普及員の制度とかいふやうなものが生れて来たわけでございます。こゝういふ問題について、せつ／＼これから軌道に乗らうといふそのときに挫折させるやうな措置は妥當でないと思ひます。これは交付税等によつて地方でやつたらいだらうといふやうな考へ方もあるやうでございしますが、その考へ方の中心をなすものは、地方自治の観点からである。地方自治の観点から強い要望があつたからだといふやうなことが、政府の提案理由の説明の中にもござい

けれども、現状において、地方の財政の状態でこういうことが十分補われるものであるかどうかということについては、私は非常に疑義を持つております。

ことに、現状においては、この程度の措置では中央の行政力が地方の末端にまで浸透することはできないと思う。大臣は御案内かもしれませんが、

ども地方は直接事業にタッチをして
おりますので、先ほど文部大臣も申さ
れました通り、戦後国民の思想、道徳
は非常に頹廢をしておりまして、文部
省の方でも手がつかないような状況に
あることは論ずるまでもございませ
ん。今日国会において汚職の問題が盛
んに取上げられておりますけれども、
これが国家の縮図じやないかと私は思
う。地方の事業を直接監督いたします

ざいますから、正直に申しまして、これは二十九年だけにとどめて、三十九年度からは斧鉞を加えるべきところには加えて、このような軌道に乗りかけた重要な問題で、しかもわずかな金で措置がとられるとするならば、これは考え直しをして行こうというようなお考えになれませんか、その辺を伺います。

○小笠原厚務大臣 御意見の中には相
当御同感の点も実は少くないのでござい
ますが、ちよつとお話が出た農業技
術改良員の関係の補助金、あれは大体
二分の一にいたしますが、交付税及び
護与税等の関係で地方に財源はまわし
てあるので、そのもの自体が減つてお
るわけでは全然ございません。これは
私どもが地方自治を強化するという意
味でそうしておるのであります。

が、これも実は御同感であります。これは若干ではございますが、金額は昨年より増額いたしております。乏しい予算の中で増額しておるような状況でございますして、それらの点は御了承願いたいと思います。

大體から申しまして、この法律は臨時條例に關する法律となつておりません。時限立法ではございません。暫定的な臨時立法でございしますが、しかしこれは今後の実行狀況に考えてみまゝで、繰り返し申すようでありませんが、個々の制度一つ一つにつきまして十分檢討して、あるいは恒久的にこう持つて行つた方がいかどうかということをとりにきめたいと実は考えておる次第であります、これを出しておいて、それを出しつばなしにするという考えは毛頭持つておりませんから、その点

は吉川さんもひとつ御了承願いたいと存じます。

○吉川(久)委員 大臣も御案内の通り、試験研究費については若干の増額を見たとは申しますが、その若干の増額を見たところの費用によつて研究されたものが、これを末端に移すところとの機関において予算を減らすというところでは、それが下部に浸透せずして、

一本立ちができるようになったとき
に、初めてこれを地方に委譲する、ざ
んだんに委譲して完全に地方主か
せにする、この育成をする時期にお
いては、中央がもつとめんどろを見
なければならぬ、こういふように考
えるのですけれども、この点はどう
ぞごさいますか。

承つておきますが、実は吉川さん御承知と思うが、地方制度調査会というのがありまして、あそこである／＼立てたものには、もつと地方を強化して地方へ持つて来いという意見が多くて、実は今度の中央地方を隔ずる税制の措置なども、大体あの方針に基いてやっておるのであります。従つて地方の財源を与えるということの方を主にしな

したので、愈つてたと思へば三分の二のところで、食つた一だけにして、そのうち残りあとの分は地方へ財源として配分する、こんなぐあいになつておるのではありません。また税制調査会でも大体同じような答申が出ております。しかゝあなたがおつしやることもごもつとありますが、一方あまり地方集権に過ぎなぞといつて、なか／＼それに対するいろいろな非難もあるわけであります。この点はもう少し考えさせていただくて、一応これでひとつ……。それで非常に不自由が起つて来たときには、これは法律のことですから、皆さんのところでお改めくださるの、政府ももちろん注意して提案をいたしますけれども、できることですから、これは来実情に即して改めて行きたい、かうに考へておる次第でございます。

○吉川(久)委員　府県には貧富の懸

は何にも関係ございませんし、私は通商産業大臣から報告は何にも受けておりません。何にも国としての予算には

が積極的にこれをどうという気持はさ
らにごさいませんけれども、国会の通
産委員等におかれても、通産省等と御

振り向けてあるのですが、その振り向けたときにゆとりを持つて見てあるの
で、それだから地方財源として若干日

については一面いおゆる富裕団体にく分もございまいし、ただいまし上げましたように、元来がこの収

は、その金額が将来地方財政に食い込むかどうかという判断にかかるわけ

うことがあつたにしても、それはいろいろ欠陥があるのではないかと、今後は十分注意して検討したいと思ひますが、実は特に今の国鉄の關係の分は、二十六年でしたか一回出して来ただけで、あと何にも要求がなかつたといふことから、二十九年年度以降についてははつきりと一しかり疑いがあつてはいかぬから、こうしろと書いたのです。あなたの言われる趣旨はよくわかるのですが、また内閣といふものは、今のような予算の編成をとつておれば、各省は予算をとることは血眼になつてやるのが普通であるのに、一方何も言つて来ないものを、君のところは何も言つて来ないけれどもといふことは、普通内閣はやらぬのです。これも法律があるから若干でも認めなければいかに、よくないかといふことは、よく承つて將來何しませんが、過去のことはこれはどうもやむを得ぬことと御了承願ひたいと思ひます。

○川俣委員　そこでこういふふうな予算の組み方は、常に事務當局の考え方が内閣の考え方だといふふうに出て来ることは、内閣の権限に関するところを事務當局が侵すといふことになると思ひます。こうなると官僚主義の弊害が生れて来る。そこで立法機關である国会に重点を置くといふ憲法の改正が行われておると思ひます。ところが、これについては今時間がないからやめます。問題は、こういう法律があるといふことを大蔵省當局が実行しないといふと、予算が決定してから、あるいは補助額が決定してから、末端的執行にあつてどのような弊害が起きるかといふことです。会計検査院の

報告を見ますと、法令または予算に違反して支出をした云々といふことで大分強力的な報告書が出ております。この法令の条項に違反すると、大蔵省みずから法令に違反したとす、大蔵省末端でまた法令に違反したとす、大蔵省が出たもので、これは悪意でないにしましても、町村財政が赤字でやりきれないから、町村が負担しなければならぬ何らかの補助を、これをできるだけ町村の予算の範囲内において仕上げるようにするところに、その事業が無理な事業となつて現れて来るといふことによつての弊害が一番大きいことと、大臣もよく御承知のことと思ひます。国が財政計画にある程度法律を侵してもいいといふことになれば、町村もまた町村財政上ある程度侵してもいいといふ考え方が出て来るのです。私

はこれをおそれて今までの述べておるのです。この点についての大臣の見解を求めます。

○小笠原國務大臣　よく知つておりますが、これは実際、仰せになつたように、予算計上の際のやり方に多少適当でない点があつたことは私も率直に認めます。けれども、それも、今申し上げたように、いささかあることとでございまして、今後こういふことは慎むといふこと以外にどうも申し上げることは出来ません。これは今後予算を計上する場合に十分注意いたしなす。けれども、今まで予算を計上しなかつたのは、あるいは、いささかきつがあつて当時やむを得なかつたといふことは考へるのです。なお、法律にそむくことを大蔵省がやると言われるが、大蔵省としては意識してやる考へは毛頭持っておりませんが、注意が足

らなかつた点はあるかも知れませんが、もちろん法律を遵守する点において少しも私ども誠意を失つておりませんけれども、そういうような点について多少欠くるところがあつたかも知れませんが、今後は予算の厳正なる執行について十分責任を果す所存であり、近く予算の適正なる執行に関する云々といふ法律を出します。それに基いて予算の執行上今まで幾らかでも誤りがあつた点を避けたいと存じている次第であります。

○川俣委員　会計検査院は、予算執行職員等の責任に関する法律といふものをかなり懇切に適用いたしておるようであり、予算の適法な執行を促すもので、予算の適法な執行を促すもので、これは当然だと思ひます。そこで、たとえば農業改良普及指導員、研究員と専門員とそれから一般の職員とある。これは今まで一緒に言ひ出しておられた。法律自体から言ひ出しても、これは一緒にやるべきものでない。それをよその均衡上やむを得なかつたといふ事情がよくわかります。他の補助職員との均衡をいふことはよくわかりますが、本法ができたときは、いわゆる昔の高等官を研究員、専門員にする、こういうような建前でできておる。それを予算のわくでとらへて、削つて行つて、今は最高が新しい俸給表の七級くらいにさうです。当時は今の十一級に当るくらいの人があつた。それをだんだん予算のわくで削つていくので減らして行つた。そういう趣旨でできていないもので曲げて行くといふことになり、緊縮財政に基いて何とか予算を

削減して行かなければならぬことになりましよう。そうしてこれに見習つて行くといふことになりますれば、結局質の低下あるいはその法律の趣旨に違つたような場当たり的なことで糊塗するやうな結果が生れて来るのが予想できます。それがせつかくの国費の補助といふものが死金になつてしまふのではないかと。補助が少いために場当たり的に人を選んで行くことになつてしまふ。生きて使用されようとする意図をもつて支出されるものが、効果のない支出になつてしまふ。ならば、大臣の言ひ目的は達成できないと思ひます。そこで、なお改良助長法につきましても、特に試験研究といふようなものについては、今度は多く出しておるからよいやないかといふようなことだけをもちつて満足できない。途中で試験研究費が打ち切られたために、今まで出した試験研究の費用がまつたぐむだになつた例もたくさんあります。すなわち、財政の支出といふものは、国全体から見れば緊縮しなければならぬ場合において、やはりどこに重点を置くかといふことを考へるのが中心でなければならぬ。ところが、法律にあらうがなからうが、この補助を打ち切りました結果、あるいは補助を低下いたした結果が百何億に上るといふ大臣の説明です。しかしそれはおの法の法律が別なんです。法律に抵触しないものもありましようし、嚴重に抵触するものもありましよう。現に、法律があつたにもかかわらず、それを輕視して予算を組んだものもありましよう。それを一からけに同一に考へられるところに大きな問題が起つて来

る。法律があるならばあるように予算を執行して行かなければならぬはずで、まずないものを今年から切る、あるものは来年から切つて行く、こういう順序でなければならぬ。法律があつてもなくても同じような結果になるといふことは、やはり憲法精神のない予算の組み方ではないか、こう考へるのです。この点はどうか。

○小笠原國務大臣　お答えいたしますが、憲法精神に欠けることはないつもりであります。

○川俣委員　今度の会計検査院の報告書を見ますと、先ほども触れましたけれども、今の大蔵省が組んでおられるようなことを地方でやつた場合に、これに対しては嚴重な警告がなされております。私は、会計検査院の方を呼んで、現在支出しておられるやうな支出の仕方に、はたして会計検査院としてどのような関心を持つておられるかといふことを、大蔵大臣のお前前で確かめたかつたのであります。会計検査院の方がまだお見えになりませんが、一応留保いたしまして次の機会に譲りたいと存じます。

○憲法委員長　これにて質疑は終了いたしました。明後二十六日金曜日午後一時より理事會を開き、修正の問題等について協議を行い、二十七日土曜日午前十時より開會いたし、討論、採決を行うことといたします。本日はこれにて散會いたします。午後二時十九分散會

昭和二十九年四月三日印刷

昭和二十九年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局